



Q 質問

昨年、墜落防止用器具（安全帯）のうちフルハーネス型のものを用いて行う業務について、新たに特別教育の対象となりました。また、そのほかに改正はありましたか。

A 答

特別教育とは、労働安全衛生法第59条第3項に基づき、一定の危険有害な業務に労働者を従事させる際に、必要な知識、技能を付与するために事業者が行わなければならぬ基づく特別教育が義務付

ない教育のことで、労働安全衛生規則（以下「安規」という）第36条に対象業務が定められています。昨年、2点の改正がなされています。

けされています。

（令和元年8月8日基発
0808第1号）

【2点目】

- ・安規第36条「4号の2」として、「対地電圧が50ボルトを超える低圧の蓄電池を内蔵する自動

電気自動車等の整備業務において必要のない知識が含まれている一方、インバータ、コンバータ、サービスプラグ等の電気自動車等に特有の構造等に伴う危険・有害性等の知識は、電気自動車等の整備業務に重要であることから、

護衣等の着用」が追加、充実が図られています。

・改正の施行日及び特別教育規定の適用日は、令和2年8月1日です。

従つて、現行安規第36条8号又は8号の2特別教育を統合、8号「チエーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務」に整

◆特別教育・対象業務の追加等改正点◆

池 戸 宏 光

電気自動車等の整備業務を4号から4号の2として独立させるとともに、特別教育の学科・実技の科目に「電気自動車等の整備作業の方針」を新設し整備が図られました。施行期日は、令和元年10月1日からです。

- ・これは、チエーンソー作業による災害が多くを占めている現状から安全対策を強化するもので、林業、土木工事や造園業など業種にかかわらず伐木作業等を行うすべての業種が対象となります。
- ・統合により、特別教育規定の見直しが行われ、新たに「造材の方針」及び「下肢の切創防止用保

- ・その他、伐木作業等における労働災害を防止するためには、安規の一部改正が行われ、令和元年8月1日施行されています。
- ・参考通達「労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について」（平成31年2月14日基発0214第9号）

（池戸労務安全管理事務所所長）